

◆ 指定後の手続き

区分	交付申請期間	提出書類
①用地取得助成金	操業開始後1月以内	(1)土地売買契約書(写し) (2)土地の登記事項証明書 (3)工事設計書及び明細書 (4)工事費の領収書(写し) (5)工事又は物件の引渡しの完了を明らかにする書類 (6)市税の納税証明書 (7)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
②用地等賃借助成金	操業開始日を基準日とし、交付の指定を受けた助成の対象となる年度ごとの基準日に相当する日から1月以内	(1)賃貸借契約書(写し) (2)工場等の賃借料の領収書(写し) (3)市税の納税証明書 (4)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
③環境整備促進助成金	助成対象事業完了の日又は操業開始の日のいずれか遅い日から1月以内	(1)工事設計書及び明細書 (2)工事費の領収書(写し) (3)工事又は物件の引渡しの完了を明らかにする書類 (4)市税の納税証明書 (5)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
④工場建設促進助成金	【固定資産税相当額助成】 交付の指定を受けた助成の対象となる年度ごとの固定資産税の最終納付期限後最初に到来する4月1日から同月末日まで	(1)取得固定資産の明細書及び取得価額を明らかにする書類 (2)固定資産課税台帳(写し) (3)新規常用雇用者(市外に住所を有する従業員を含む)の住民票の写し、給与台帳及び事業所別雇用保険被保険者台帳(中小企業者を除く) (4)市税の納税証明書 (5)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
	【事業所税資産割額相当額助成】 交付の指定を受けた助成の対象となる年度ごとの事業所税の申告納付期限後1月以内	(1)事業所税申告書(写し) (2)市税の納税証明書 (3)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
⑤工場集団化等促進助成金	助成の対象となる年度の固定資産税の最終納定期限後最初に到来する4月1日から同月末日まで	(1)取得固定資産の明細書及び取得価額を明らかにする書類 (2)固定資産課税台帳(写し) (3)市税の納税証明書 (4)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
⑥雇用促進助成金	操業開始後1年を経過した日から4月以内	(1)取得固定資産の明細書及び取得価額を明らかにする書類 (2)新規常用雇用者の住民票の写し、給与台帳及び事業所別雇用保険被保険者台帳 (3)市税の納税証明書 (4)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
⑦人材育成助成金	受講決定の日から受講の前日まで	(1)受講決定通知書(写し) (2)受講に要する経費を明らかにする書類

◆ 申請窓口

制度については、下記窓口にお問い合わせください。

新潟市 経済部 企業誘致課
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

TEL.025(226)1689 (直通)

FAX.025(228)2277

E-mail : kigyo@city.niigata.lg.jp



新潟市企業立地

検索

※8地区の工業用地に関する情報はコチラ→

新潟市工業振興条例 助成金

新潟市では、工業者の皆様が市内に工場を建設する事業に対して、用地取得費に対する助成など各種助成金を交付する支援を行っています。

◆ 対象者

- ・工業者(日本標準産業分類に掲げる製造業・新聞業・出版業を営むもの)
- ・共同事業者(上記「工業者」と法人税法第2条第12号の7の5の規定による支配関係にあり、かつ、一体不可分の関係の下で工場を建設するための用地取得や工場の建設、投下固定資産の取得の事業を行う者)

※業種については日本標準産業分類をご確認ください。(総務省統計局ホームページ)



◆ 対象地域

新潟市内全域

※用地取得助成金については工業専用地域、工業地域、準工業地域、別に定める工業団地のみ対象

◆ 対象事業

製造の用に直接供する工場の新設、増設及び移設

(建築、売買又は賃貸借により工場を取得するもの。ただし事業譲渡を除く。)

事業内容	助成金の種類
工場建設に伴い新たに用地を取得する場合	① 用地取得助成金
新たに土地又は工場を賃借する場合	② 用地等賃借助成金
都市計画法第29条により、道路等の施設を整備する場合	③ 環境整備促進助成金
新たに工場を建設する場合	④ 工場建設促進助成金
中小企業構造の高度化に係る施設建設を行う場合	⑤ 工場集団化等促進助成金
工場建設に伴い新たに従業員を雇用する場合	⑥ 雇用促進助成金
従業員育成のための研修を受講する場合	⑦ 人材育成助成金

※「⑦人材育成助成金」を交付申請する場合、共同事業者は対象となりません。

◆ 手続きの概要

助成金の種類により、事業に着手する前に助成対象者としての指定を受ける必要があります。申請にあたっては、事前相談が必要となります。
詳しくは、申請窓口へお問い合わせください。



(令和6年4月作成)

※注(1)「中小企業者」とは、中小企業基本法に規定する中小企業者及び中小企業者を構成員とする団体で法人格を有するものをいう。(資本金3億円以下又は従業員数300人以下)
 (2)「投下固定資産」とは、工場の建設に伴い操業開始後90日までに新たに取得した所得税法に規定する固定資産のうち有形固定資産をいう。
 (3)「新規常用雇用者」とは、工場の建設に伴い当該工場の操業開始後90日までに新たに常用雇用した市内に住所を有する従業員で、雇用保険の一般保険者をいう。
 (4)「市外工業者」とは、本店の登記上の所在地が新潟市外である工業者で新潟市内に工場を有しないものをいう。
 (5)「市内工業者」とは、新潟市内に工場を有するものをいう。

◆各種助成金の概要

区分	助成対象経費	指定又は交付要件	額及び限度額	指定申請期限	提出書類
①用地取得助成金	工場を建設するための用地の取得費(造成費を含む)	(1)用地取得面積が1,500m ² 以上で、かつ、工場建築面積が用地取得面積の20%以上 (2)用地取得後5年以内に操業開始 (R6年度指定分まで延長) (3)操業開始後10年間継続して事業を営み、その間に転売しないこと	<u>・対象経費の20%以内</u> <u>・限度額1億円</u> 《8地区の新たな工業用地に進出する場合》 [R6年度指定分まで拡充対象] 【市内工業者】対象経費の30% 限度額3億円 【市外工業者】対象経費の30% 限度額5億円	用地取得に係る売買契約を締結する日の前日 ※競売により取得する場合は、入札日の前日	(1)事業計画書 (2)土地売買契約書案(写し) (3)工場配置図及び設計図書 (4)法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5)最新の決算書(写し) (6)土地の登記事項証明書 (7)市税の納税証明書 (8)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
②用地等 賃借助成金	工場等の賃借に要する経費	(1)用地の賃借面積が1,000m ² 以上で、かつ、工場建築面積が用地賃借面積の20%以上 (2)用地の賃借を伴わない場合は、賃借する工場の床面積が1,000m ² 以上 (3)土地又は建物の賃貸借契約日のうち、いずれか早い日から3年以内に操業開始 (4)操業開始後10年間継続して事業を営むこと	・工場やその用地の賃借に要する経費(敷金、礼金及び共益費を除く。)の <u>10%</u> 以内の額を 3年間交付 限度額3千万円／年	土地又は建物の賃貸借契約日のうち、いずれか早い日の前日	(1)事業計画書 (2)賃貸借契約書案(写し) (3)工場配置図 (4)法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5)最新の決算書(写し) (6)市税の納税証明書 (7)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
③環境整備 促進助成金	工場の建設に伴う次の施設の整備に要する経費で、市長が必要と認める経費 (1)道路 (2)排水施設 (3)公園 (4)消防施設 (5)その他公益的施設で市長が定める施設	都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を必要とするもの	<u>・助成対象経費の50%以内</u> <u>・限度額5千万円</u>	開発行為の許可を受けた日から1月を経過する日	(1)事業計画書 (2)工場配置図及び設計図書 (3)工事請負契約書案(写し) (4)法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5)公共施設の管理者の同意及び協議の内容を示す書類 (6)最新の決算書(写し) (7)市税の納税証明書 (8)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
④工場建設 促進助成金	【固定資産税相当額助成】 市内における工場の建設に要する経費のうち、固定資産税相当額	(1)中小企業者 投下固定資産の取得価額が5千万円以上 (2)中小企業者以外の者 ア 投下固定資産の取得価額が2億円以上 イ 新規常用雇用者(市外に住所を有する従業員を含む)の数が30人以上(工場適地については10人以上)	助成対象工場の操業開始後における各年度の投下固定資産に賦課される 固定資産税相当額以内 とし、当該投下固定資産に新たに固定資産税が賦課されることとなった年度の翌年度から 3年間交付 《8地区の新たな工業用地に進出する場合》 [R6年度指定分まで拡充対象] 上記と同様の内容を <u>5年間交付</u>	工場の建設に伴う投下固定資産に対して、新たに固定資産税が賦課されることとなった年度の翌々年度の 固定資産税の最終納付期限 の前日	(1)事業計画書 (2)建築確認通知書(写し)及び設計図書 (3)取得予定の固定資産の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (4)法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5)最新の決算書(写し) (6)市税の納税証明書 (7)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
	【事業所税資産割相当額助成】 市内における工場の建設に要する経費のうち、事業所税資産割相当額	事業に係る事業所税のうち資産割額を納付していること	助成対象工場の建設に対して課される 事業所税の資産割額相当額以内 とし、新たに当該事業所税の資産割額が課されることとなった年度から 3年間交付 《8地区の新たな工業用地に進出する場合》 [R6年度指定分まで拡充対象] 上記と同様の内容を <u>5年間交付</u>	工場の建設に対して、新たに事業所税の資産割額が課されることとなった年度の翌々年度に申告納付する 事業所税の申告納付期限 の前日	工場の建設に対して、新たに事業所税の資産割額が課されることとなった年度から4年度目の事業所税の申告納付期限の前日
⑤工場集団化等 促進助成金	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第3条第1項第4号に掲げる事業を行うのに必要な経費で工場及び共同施設の建設に要する経費	中小企業者であること	助成対象工場の操業開始後における各年度の投下固定資産に賦課される 固定資産税相当額以内 とし、当該投下固定資産に新たに固定資産税が賦課されることとなった年度の翌年度から 3年間交付	建築確認の日から1月を経過する日	(1)事業計画書 (2)建築確認通知書(写し)及び設計図書 (3)取得予定の固定資産の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (4)法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5)最新の決算書(写し) (6)市税の納税証明書 (7)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
⑥雇用促進助成金	工場の建設に伴う雇用の拡大に要する経費	(1)中小企業者 ア 投下固定資産の取得価額が5千万円以上 イ 新規常用雇用者の数が10人以上 ウ 雇用の日から1年以上継続して雇用すること (2)中小企業者以外の者 ア 投下固定資産の取得価額が2億円以上 イ 新規常用雇用者の数が30人以上 ウ 雇用の日から1年以上継続して雇用すること	<u>・新規常用雇用者1人につき25万円以内</u> <u>・限度額2,500万円</u>	建築確認の日から1月を経過する日 (第三者から建物を取得する場合にあっては当該建物の取得日の前日、建物を賃借する場合にあっては当該建物の賃貸借契約日の前日)	(1)事業計画書 (2)建築確認通知書(写し)及び設計図書 (3)取得予定の固定資産の明細書及び取得予定価額を明らかにする書類 (4)法人の登記事項証明書又は住民票の写し (5)最新の決算書(写し) (6)市税の納税証明書 (7)同族会社等の判定に関する明細書(写し)
⑦人材育成助成金	公益財団法人にいがた産業創造機構、中小企業大学校及び国「マナビDX」等における研修の受講に要する経費	(1)中小企業が有する市内の工場に勤務する者(役員又は従業員・個人事業主を含む) (2)研修の受講に要する経費(受講料及び往復旅費)が1講座1人につき2万円以上	1講座1人につき受講に要する経費の50%以内(20万円限度)とし、一つの中小企業者に対し1年度5講座かつ5人以内	(指定申請の必要はありません)	

※1つの対象事業について2以上の助成金(人材育成助成金を除く。)の申請をしようとする場合の申請期限は、該当する助成金の最も早い申請期限とし、すべて同時に申請してください。その際、提出書類については各助成金ごとの申請期限までに提出することができます。
 ※「共同事業者」の場合、連名で指定申請及び交付申請をしてください。また、共同事業者全ての者が「法人の登記事項証明書」、「最新の決算書(写し)」、「市税の納税証明書」及び「同族会社等の判定に関する明細書(写し)」を提出してください。